

主 な 補 正 項 目

エネルギー価格・物価高騰対策

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課			
1	L P ガス価格高騰緊急対策事業	439,800	国が直接行う都市ガス等の価格高騰対策に含まれていないL P ガスの消費者に対し、L P ガスの利用料金の一部を支援	商工労働部 [商工政策課]			
					区分	定額支援 (値引き)	従量支援 (給付金)
					支援方法	L P ガス販売事業者が消費者の利用料金から値引き	L P ガス消費者からの申請に対し給付金を支給
					支援対象	L P ガス販売事業者と契約中の全消費者	3か月分（R 7 年7月～9月）の合計使用量が75㎡を超える消費者
					支援金額	[支援金額] 1,500円／件 （500円／月）× 3か月 [実施時期] R 7 年10月以降（予定）	[支援金額] 20円／㎡ ×（3 か月の合計使用量－75㎡） [上限額] 180万円／件 [実施時期] R 7 年10月以降（予定）
					支援金額の考え方	R 5 年度及びR 6 年度の支援と同様に、都市ガスに対する国の支援単価を基準に支援金額を設定すると、定額支援：150円／月、従量支援：6 円／㎡となるが、L P ガス価格が、都市ガスとは異なり、第 1 回支援時（R 5 年度6 月補正）から変わらず高止まりしている現状を踏まえ、支援金額を第 1 回支援時の額まで引き上げ、定額支援：500円／月、従量支援：20円／㎡として設定	
					対象期間	R 7 年7 月～9 月の3か月分	
					特記事項	定額支援（値引き）が適用されない消費者に対しては、申請に対する給付金により対応	

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
2	中小企業特別高圧電力緊急対策事業	81,000	国が直接行う電力等の価格高騰対策に含まれていない特別高圧契約で電力を利用している中小企業に対し、電気料金の一部を支援	商工労働部 [産業振興課]
	区分 (対象企業)	特別高圧契約で電力を利用する 中小企業	特別高圧契約で電力を利用する みなし大企業のうち、直近の決算で営業赤字が生じている企業	
	支援金額 (月あたり)	① R 7 年 7 月分 1.0円／kWh×使用量 ② R 7 年 8 月分 1.2円／kWh×使用量 ③ R 7 年 9 月分 1.0円／kWh×使用量		
	上限額	550万円	250万円又は直近の決算における営業赤字額のいずれか小さい額	
	対象期間	R 7 年 7 月～9 月の 3 か月分		

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
3	農業水利施設省エネルギー化推進対策事業（国庫補助事業）	18,000	エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている農業水利施設の省エネルギー化やコスト削減の取組を支援（全額国費） [助成対象者] 農業水利施設管理者（市町村、土地改良区、水利組合） [助成要件] ・省エネルギー化推進計画の策定 ・省エネルギー・コスト削減の取組メニューのうち2つ以上の実施 [助成対象経費] 電気料金及び燃料費の高騰相当分 [助成率] 7/10 [対象期間] R 7 年 6 月～9 月	農林水産部 [農地整備課]
4	農業水利施設省エネルギー化推進対策事業（県単独事業）	▲9,000	国庫補助事業の実施に伴い、当初予算で措置している県単独事業の実施期間を短縮 [対象期間] 変更前：R 7 年 4 月～9 月 変更後：R 7 年 4 月～5 月	農林水産部 [農地整備課]